

1 規則・要綱

茂原市介護保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茂原市介護保険条例（平成12年茂原市条例第5号）第13条第2項の規定により茂原市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

(1) 茂原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、分析、評価等に関すること。

(2) 地域密着型サービスの運営に関すること。

(3) その他介護保険事業の適切かつ円滑な運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成し、市長が委嘱する。

2 協議会に会長及び副会長を置く。

3 会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、福祉部高齢者支援課に置く。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。
 この規則は、平成15年 7月 1日から施行する。
 この規則は、平成16年 4月16日から施行する。
 この規則は、平成18年 1月 5日から施行する。
 この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。
 この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、
 平成24年 7月 1日から施行する。
 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

別表（第3条）

茂原市介護保険運営協議会委員

学識経験者	茂原市教育委員会委員
保健医療関係者	茂原市長生郡医師会 茂原市長生郡歯科医師会 茂原市長生郡薬剤師会 千葉県看護協会 長生健康福祉センター
福祉関係者	介護保険施設 茂原市社会福祉協議会 茂原市民生委員児童委員協議会
被保険者代表	茂原市自治会長連合会 茂原市連合婦人会 茂原市商工会議所 茂原市健康生活推進員会
費用負担関係者	医療保険者
議会関係	茂原市議会

茂原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定による茂原市高齢者保険福祉計画並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定による茂原市介護保険事業計画(以下「計画」という。)を円滑に作成するため、茂原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所要事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 計画作成に係る重要事項の審議に関すること。
- (2) 計画作成に係る各部課間の総合調整に関すること。
- (3) その他計画の作成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、福祉部長をもって充て、委員会を主宰する。
- 3 副会長は、福祉部次長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長を議長とする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、福祉部高齢者支援課及び市民部健康管理課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この訓令は、平成13年12月 1日から施行する。
この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。
この訓令は、平成18年 4月 1日から施行する。
この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。
この訓令は、平成22年 4月 1日から施行する。

別表（第3条）

会長	福祉部長	
副会長	福祉部次長	
委員	総務部	総務課長 職員課長
	企画財政部	企画政策課長 財政課長
	市民部	生活課長 国保年金課長 健康管理課長
	福祉部	社会福祉課長 障害福祉課長 高齢者支援課長 子育て支援課長
	経済環境部	農政課長
	都市建設部	土木建設課長
	教育委員会	教育総務課長
	茂原市社会福祉協議会	事務局長

茂原市地域包括支援センター運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茂原市介護保険条例（平成12年茂原市条例第5号）第13条の2第2項の規定により、茂原市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置に関する事。
- (2) センターの運営に関する事。
- (3) 地域包括ケアに関する事。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成し、市長が委嘱する。

- 2 協議会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 4 会議において、第2条に規定する事項の審議を行う際に、委員が当該センターの設置者（設置希望者を含む。）である法人又は団体の役員又は構成員である場合は、その委員を当該事項の審議に係る会議から除くものとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、福祉部高齢者支援課に置く。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成27年 3月31日までとする。

別表（第3条）

茂原市地域包括支援センター運営協議会委員

保健医療関係者	茂原市長生郡医師会 千葉県医療社会事業協会
被保険者	茂原市長寿クラブ連合会 一般公募
権利擁護・相談事業等を担う関係者	社団法人 千葉県社会福祉士会
福祉関係者	長生郡市介護サービス事業者協議会 茂原市民生委員児童委員協議会